

## 審 議 速 報

次の協議会を次のとおり開催した。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 協議会名称                 | 令和2年度第2回湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会  |
| 開催日時                  | 令和2年8月18日（火）午後2時から2時40分まで  |
| 開催場所                  | 藤沢市役所本庁舎6階 6-1会議室  |
| 出席者<br>※会長等◎<br>副会長等○ | ◎國弘信子、○濱田盛厚、○庭野珠樹、手塚明美、下江晴治、中間鐵郎、池田潔、<br>大川寿之、中澤栄子、宮部美佐子、小泉伸介、長島圭太（代理）、山本まり子、<br>永井和江  |
| 次回開催予定日               | 令和2年11月12日（木）午後2時から  |
| 問い合わせ先                | 担当：藤沢市福祉健康部 福祉医療給付課<br>電話番号：0466-25-1111（内線3124）<br>メールアドレス：fj-hoken-i@city.fujisawa.lg.jp   |
| 会議の概要                 | <b>1 開会あいさつ</b><br><b>2 自己紹介</b><br><b>3 議題</b><br><u>&lt;協議事項&gt;</u><br>(1) 自家用有償旅客運送更新登録申請について（寒川町）<br>・社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会から提出された更新登録申請について申請のとおり合意に至った。<br>質疑<br>・送迎サービス補償保険料とはどのようなものか。<br>→全国社会福祉協議会が窓口となっている、移送サービスに対する保険。交通事故等により、利用者とその付き添い者が怪我した場合を想定している。（事務局より回答）<br>・利用者本人が加入している保険等で代用できると思われるが、送迎サービス補償には必ず加入してもらうのか。必ず加入するのであれば、会費みたいなものか。<br>→あくまでも万が一のための保険を実費で請求するのであって、会費ではない。対人であれば自動車保険が適用されるが、それ以外だと自動車保険が適用されないケースもあるので、それに備えたもの。（寒川町社会福祉協議会より回答）<br>・全国社会福祉協議会が窓口になっているとのことだが、この保険は社会福祉協議会以外の団体でも加入できるのか |

→福祉有償運送に対する保険なので、事業所であれば加入できる。(寒川町社会福祉協議会より回答)

(2) 自家用有償旅客運送料金改定申請について (藤沢市)

- ・福祉クラブ生活協同組合及び特定非営利活動法人湘南障害児・者を守る会 まつぼっくりから提出された料金改定申請について申請のとおり合意に至った。

質疑

(以下、福祉クラブ生活協同組合の案件について)

- ・事業所の住所が横浜市になっているので、横浜の管轄ではないのか。
- 福祉クラブ生活協同組合の住所は横浜だが、その中に「らら・むーぶ藤沢」という事業所があり、利用者は藤沢の方のみである。(福祉クラブ生活協同組合より回答)
- どこの地区の協議会に掛けるかは、事業所の住所ではなく、利用者の住所がどこにあるかで変わってくる。(国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 小泉氏より回答)

**4 その他**

- ・次回会議日程の報告。

**5 閉会**